

社保通信をお届けします。 P1.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

## 検討委員会からのお知らせ

日本歯科医師会より下記の伝達がありました。

# 令和6年度診療報酬改定で新設された ベースアップ評価料に係る届出について

今般、ベースアップ評価料に係る施設基準の届出の作成に一定程度時間を要すること等を踏まえ、保険医療機関及び訪問看護ステーションからのベースアップ評価料に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとする。

令和6年6月1日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」及び「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)」の施設基準の届出については、令和6年6月21日までに届出を受理した場合については、同月1日から算定する。

なお、令和6年6月1日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「入院ベースアップ評価料」及び「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)」の施設基準の届出については、令和6年6月3日までに届出を受理した場合には、同月1日から算定する。

(参考)令和6年6月1日からの算定に係る施設基準の届出について

①	② 以外の施設基準に係る届出	令和6年6月3日 までに届出
②	「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」及び 「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)」 に係る施設基準の届出	令和6年6月21日 までに届出